

令和3年第2回山ノ内町議会臨時会会議録

山ノ内町告示第101号

令和3年6月1日（火） 山ノ内町役場議場に開く。

令和3年6月1日（火） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 2号 令和2年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 4 報告第 3号 専決処分の報告について
専決第 9号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 報告第 4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話使用料）
- 6 報告第 5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）
- 7 承認第 3号 専決処分の承認について
専決第 3号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）
- 8 承認第 4号 専決処分の承認について
専決第11号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）
- 9 承認第 5号 専決処分の承認について
専決第 4号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 承認第 6号 専決処分の承認について
専決第 5号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 11 承認第 7号 専決処分の承認について
専決第 6号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 承認第 8号 専決処分の承認について
専決第 7号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 13 承認第 9号 専決処分の承認について
専決第 8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）
- 14 承認第10号 専決処分の承認について
専決第10号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第24号 令和3年度（仮）すがかわふれあいセンター増築・改修工事請負契約の締結について
- 16 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について
- 17 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

○ 本日の会議に付した事件…………… 17まで議事日程のとおり

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 北信広域連合議会議員の選挙について

追加日程第6 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

追加日程第7 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

追加日程第8 議席の一部変更について

○ 出席議員次のとおり（11名）

2番 白鳥金次君

8番 高田佳久君

3番 山本岩雄君

9番 渡辺正男君

4番 湯本晴彦君

11番 小林克彦君

5番 高山祐一君

12番 布施谷裕泉君

6番 望月貞明君

13番 山本光俊君

7番 徳竹栄子君

○ 欠席議員次のとおり（1名）

10番 西宗亮君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 小林元広 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長 竹節義孝君 副町長 増田隆志君

教育長 柴草隆君 会計管理者 小林一夫君

総務課長 小林広行君 税務課長 常田和男君

健康福祉課長 大塚健治君 農林課長 鈴木隆夫君

観光商工課長 湯本義則君 建設水道課長 山本和幸君

教育次長 宮崎弘之君 消防課長 湯本睦夫君

危機管理課長 町田昭彦君

(午前10時00分)

議長(山本光俊君) おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

会議に入る前に、執行機関側の座席の変更について申し上げます。組織改正に伴う危機管理課の設置並びに4月1日付の人事異動に伴いまして、変更後の執行機関側の座席表をお手元に配付してありますので、ご確認をお願いします。

ここで、人事異動になりました管理職から自己紹介をお願いします。そちらからお願いいたします。

(管理職自己紹介)

(開 会)

(午前10時01分)

議長(山本光俊君) ただいまの出席議員数は11名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和3年第2回山ノ内町議会臨時会を開会します。

まず、クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、本臨時会はノーネクタイ、ノー上着を認めますので、ご承知願います。

議長(山本光俊君) 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めて、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回山ノ内町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

本議会に町側からご提案申し上げます案件は、報告事項4件、専決処分の承認8件、契約締結議案1件の合わせて13件でございます。

十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本臨時議会は、常任委員会の任期による議会構成などが行われる重要な議会であります。議会のルールに従われ、それぞれ円滑に選任されますことをお願い申し上げ、招集のご挨拶にさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 議)

(午前10時03分)

議長(山本光俊君) これより本日の会議を開きます。

10番 西宗亮君から欠席の旨、届出がありました。

諸般の報告

議長（山本光俊君） 諸般の報告を行います。

3月定例会で可決されました意見書1件につきましては、3月23日付で関係行政庁へ送付いたしました。

3月24日、令和3年第1回岳南広域消防組合議会定例会が開催され、令和3年度一般会計予算、条例改正6件の7議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（山本光俊君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

11番 小林 克彦 君

12番 布施谷 裕泉 君

2番 白鳥 金次 君

を指名します。

2 会期の決定について

議長（山本光俊君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

3 報告第2号 令和2年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（山本光俊君） 日程第3 報告第2号 令和2年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第2号 令和2年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についてご説明申し上げます。

以後、予算関係の金額は四捨五入による万単位で申し上げますので、よろしく願いいたします。

令和2年度山ノ内町一般会計予算の繰越しにつきましては、令和2年度一般会計予算のうち、

3月議会の補正予算（第9号）で繰越しのご承認をいただきました国立公園整備事業1件であります。繰越しした額の総額の351万円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、報告するものでございます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案等につきましても同様といたします。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 報告第3号 専決処分の報告について

専決第9号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（山本光俊君） 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について、専決第9号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第3号 専決処分の報告について、専決第9号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものでございます。

内容ですが、移住体験住宅利用者の車両を屋根からの落雪により損壊させたものです。発生日時は令和2年12月23日、詳細な時間は不明ですが、発生場所は、山ノ内町大字夜間瀬8932番地の2、山ノ内町移住体験住宅「須賀川んち」敷地内です。

被害車両の所有者は、横浜市神奈川区星野町8番地1、世紀春株式会社です。和解日及び賠償金額は令和3年3月26日、金額は34万714円でございます。

以上につきまして令和3年3月26日付で専決いたしましたので、ご報告申し上げます。

十分ご審議の上、ご報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決第9号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

5 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話使用料）

6 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

議長（山本光俊君） 日程第5 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話使用料）及び日程第6 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）の2件を一括上程し、議題とします。

以上2件について報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話使用料）及び報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

当該の2件につきましては、山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、町の私債権を放棄したものでございます。

最初に、報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話使用料）について申し上げます。

徴収が困難となった有線放送電話使用料について債権放棄したもので、放棄した金額は1万1,280円であります。

次に、報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

徴収が困難となった水道料金について債権放棄したもので、放棄した金額は797万4,932円でございます。

なお、細部につきましては、報告第4号を総務課長から、報告第5号を建設水道課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

報告第4号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 次に、報告第5号について、建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） これより一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第4号及び報告第5号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号及び報告第5号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

7 承認第 3号 専決処分の承認について

専決第 3号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）

8 承認第 4号 専決処分の承認について

専決第11号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）

議長（山本光俊君） 日程第7 承認第3号 専決処分の承認について、専決第3号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）及び日程第8 承認第4号 専決処分の承認について、専決第11号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）の2件を一括上程し、議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第3号 専決処分の承認について、専決第3号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）についてと承認第4号 専決処分の承認について、専決第11号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）について、一括ご説明申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分の承認について、専決第3号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）についてですが、補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものでございます。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ9,095万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億7,775万円としたものでございます。

地方債の補正では、過疎対策事業以下、災害復旧事業まで、事業費の確定及び財源振替に伴い、限度額を変更するものでございます。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みより町民税法人分、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の増額補正、町民税個人滞納繰越分、入湯税の減額補正を行ったものでございます。地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税の額の確定に伴う減額補正、自動車重量譲与税、森

林環境譲与税の確定に伴う増額補正でございます。

利子割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金につきましては、それぞれの額の確定による減額補正で、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金につきましては、額の確定による増額補正でございます。

地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定による増額補正であります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、社会資本整備総合交付金事業の一部が道路メンテナンス事業補助金に移行されたことに伴う補助額の増減など、精算や事業費確定による補正でございます。

寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと寄附金の収入実績による増額補正でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額、ふるさと基金、森林経営管理基金についても充当事業の実績に伴う減額補正で、新型コロナウイルス感染症拡大防止基金については、2年度分の利子補給対象額繰入れに伴う増額でございます。

町債では、事業費精査などに伴う減額補正でございます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額については、事業の精算などによる補正となっております。

次に、承認第4号 専決処分承認について、専決第11号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、12月議会の第6号補正予算について、令和2年度の繰越金を増額補正したところですが、本来、繰越明許費繰越金を差し引いた分を計上しなければならないところを、誤って繰越明許費を含めた金額で増額補正を行ってしまったため、予算上、二重計上となっている繰越明許費を減額補正するものでございます。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ3,700万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億4,075万円としたものでございます。

補正予算の歳入では、前年度繰越金を3,700万円減額するものでございます。

歳出につきましては、財政調整基金元金積立金を3,700万円減額補正するものでございます。議会に提出するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

なお、細部につきましては、承認第3号について、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

承認第3号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第3号について質疑を行います。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。

4点ほどあるんですけども、まず、21ページ、諸収入の商工費雑入で保証料の補給金返還というところなんですけど、繰上償還ということだったんですが、これは、返済が増えたということなんですけど、返済額がたくさん返済したということなんですか。まず、これからお願いします。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

今回、新型コロナウイルスの資金の関係で、有利な資金が県のほうで準備された関係で、町の制度資金を借り入れたものをそちらのほうに借り換えたということで、町の制度資金に係った保証料が返還されたというのが多くなっております。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） では、2点目です。

24ページなんですけれども、総務費の1項7目12節の委託料ですか、設計監理業務の、これは来年度へ先送りということだったんですが、何かさっきの説明ですと、調整がうまくいかなかったというような話だったんですが、私の理解では、予算的に来年に繰り越してもいいだろうということだったと思っていたんですが、先送りをあえてしたのか、それとも調整がうまくいなくて先送りになっちゃったのか、そこを教えてください。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

先ほどもご説明申し上げたんですけども、予算の都合上、先送りをしたという分もあるんですけども、もう一つ、先ほど申し上げたとおり、東京の設計業者さんでありまして、なかなか東京を出て、山ノ内町のほうに来て、何度か打合せをするという機会が取れないということがありましたので、その辺も含めて先送りをさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 続いて、25ページですけども、基金の積立金で財政調整基金の積立て、残高とかってもし分かったら教えていただきたいんですけど。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えをいたします。

残高につきましては、これは令和2年度末ということでよろしいでしょうか。

財政調整基金につきましては、約9億2,900万円でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） すみません、じゃ最後、32ページ。欠員による会計年度任用職員の分が減っているんですけども、その分の補充とか、その辺って結局どうなったのか教えていただければと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

補充については、最低限度額の職員で対応しておりましたので、保育に支障のない、児童クラブに支障がない職員の都合で回しておりましたが、精算に当たっては、予算の絡みで減額になったということでありますので、事業には支障がございませんでした。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

2点お願いしたいと思います。

19ページ、18款寄附金のところの一般寄附金の3,600万円増、それをお願いします。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

一般寄附金の増の理由ということによろしいでしょうか。

団体からの寄附金額が大幅に増えたということございまして、団体名は和合会さんでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） そのすぐ下の農林水産業費寄附金なんですけど、いのちを守る森づくり寄附金と、これABMORIですかね、200万円を予定して、22万円ということなんですけど、この見込んだ寄附金額に全く及ばないことになった、この理由についてはいかがでしょうか。

議長（山本光俊君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

昨年度はご存じのとおり、ABMORI中止しまして、大会なんですけど、開催に当たって寄附金を頂く方がほとんどでございました。それで、大会中止したという連絡も出したんですけど、それでも私はやりますということで、6名の方から次年度の大会に生かしてくださいということで22万円頂いたということございまして、大会を開催すれば200万円ほどはなかったのではないかと想定しております。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 18ページの県支出金、商工費県補助金のクラスター発生エリア商店街等支援事業なんですが、この補助金が支援されるようになったいきさつと、どのようにこれは補助金として使われるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

これにつきましては、名称のとおり、年末に町内でクラスターが星川、湯河原で発生しておりますので、その指定を受けた市町村に交付されるものでございます。2分の1ということで、今回につきましては、これを第一飲食店組合、また料理飲食店組合のほうに補助金として交付し、感染防止対策資材、パーティション、マスク、アルコール消毒等の購入として補助をしております。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について、専決第3号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり承認されました。

承認第4号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） すみません。先ほど湯本議員のほうから財調基金の残高について質問があって、説明がされたんですが、これは、先ほどのはこの補正も含んでということよろしいですか。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

この部分も含んでおりまして、令和2年度末を想定した金額として、9億2,900万円というふうに申し上げました。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第11号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第11号)は原案のとおり承認されました。

9 承認第5号 専決処分の承認について

専決第4号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第3号)

10 承認第6号 専決処分の承認について

専決第5号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)

11 承認第7号 専決処分の承認について

専決第6号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)

12 承認第8号 専決処分の承認について

専決第7号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第6号)

13 承認第9号 専決処分の承認について

専決第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第5号)

議長(山本光俊君) 日程第9 承認第5号から日程第13 承認第9号までの専決処分の承認についての5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 以上5件について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 承認第5号 専決処分の承認について、専決第4号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第3号)から承認第9号 専決処分の承認について、専決第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第5号)までの5件について、一括ご説明申し上げます。

最初に、承認第5号 専決処分の承認について、専決第4号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ264万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,188万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業費の精算による歳出の減額に伴い、歳入で基金繰入金が減額となったものでございます。

次に、承認第6号 専決処分の承認について、専決第5号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,851万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,437万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税の減額と国庫支出金の増額、県支出金及び他会計繰入金の減額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費、国民健康保険事業費納付金と保険事業費の減額でございます。

続いて、承認第7号 専決処分の承認について、専決第6号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,312万円とするものでございます。

歳入の内容は、収入見込みにより、後期高齢者医療保険料のほか、国庫支出金、事務費繰入金、保険料還付金等を減額するものでございます。

歳出の内容は、システム改修費用、保険料還付金等を減額するものでございます。

次に、承認第8号 専決処分の承認について、専決第7号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第6号）について申し上げます。

補正の内容は、令和2年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,787万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,273万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国庫支出金のルール分の確定による増額で962万円、繰入金4,502万円及び諸収入139万円の減額でございます。

歳出の主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みにより減額するものでございます。

続いて、承認第9号 専決処分の承認について、専決第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を357万円減額し、総額4億458万円に、支出額を162万円減額し、総額を3億2,796万円とするものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水道使用量の減額及び消火栓

受託事業の事業費確定に伴う減額補正でございます。

以上、承認議案5件について一括ご説明申し上げました。

なお、詳細につきましては、承認第6号を健康福祉課長に補足説明させます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

承認第6号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第5号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について、専決第4号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 4点ほどあります。

3ページの総括の歳出のほうの3番目、国民健康保険事業県納付金、県と書いてありますね、事業費納付金ですが、これは、補正前は4億3,342万9,000円というのはたしか2%上乗せで見込んだ数字、先ほどの説明では、補正後の4億2,140万円というのが確定ということによろしいんですかね。それで、2%を上乗せして見込むということについては、問題を私も指摘した覚えがあるんですが、今回どういうふうに総括されますでしょうか。その2%増えると読んで、実際には減っているような気がするんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございますが、納付金につきましては、予算編成時におきまして、県のほうで仮係数という係数で求められております。それが確定係数というふうになりますと、初期の発足当時につきましては、2%程度が上乗せされたようになったわけで、その以後、どうい

うふうにその部分に変化するかというのが、見極めが非常に困難でございます。ですので、先例に従って、2%を仮係数から上乘せをして、予算編成をしているということでもありますので、その見込みにつきましては、やはり予算編成時において非常に見込みが立てづらいということでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） その点については、また、考え方はいろいろあると思いますが、保険税の算定にも影響することですので、しっかりとまた精査、読みづらい数字かもしれませんけれども、その辺をお願いしたいというふうに思いますが。

4ページ目の歳入なんですけど、国保税の歳入見込みの、先ほど1,575万8,000の減額ということですが、これは、収納率というのがやっぱり低くなってきているというふうに捉えればいいのか、計算上、予定納税率というのは94.6%でこの計算がされているというふうに、当初予算はそういうふうに思っておりましたけれども、それについてはどうでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

収納率につきましては、コロナの影響もあって若干下がっているようなところもございますが、大方は、見込みの中で本来収入として見ている所得の関係が、前年度の例よりもかなり落ち込んだような状況でございますので、町税本体が下がっているという理解でおります。

以上でございます。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 5ページの繰入金、一般会計繰入金だけ今回補正ですが、基金繰入金は、前回補正で1,322万円と、まだ繰り入れるというふうになっておりますけれども、12月21日の運営協議会で委員の皆さんに示された資料によりますと、10月時点での見込みの数字がそこに示されておりまして、保険税の計算の参考ということで資料が出されていますが、保険税額は3億3,000万円ということで、ほぼ今回減ったにしてもそんなに差がないということでもありますし、県納付金に充当すべき財源合計、これも全部含めて、当時の12月21日の資料によりますと、これ4億2,900万円ぐらいになるんですね。それと、納付金のほうは4億2,100万円でしたっけ、700万円から800万円ほど納付金を上回る充当すべき財源合計になっているというふうに見ましたが、だけれども、基金は取崩しが1,300万円必要だということだというふうに思いますが、この辺についてちょっと説明いただければと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

こちらのものにつきましては、次年度の繰越金の財源が当初予算で見込まれているところもございまして、総合的に繰越金の部分、次年度の繰越金の金額に合わせていかないと、翌年の金額が足りなくなるというふうなこともありますので、その辺を精査した中で、基金の

繰入れの金額を調整してございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） それでは、4点目になりますが、7ページの2款保険給付費の欄ですが、一番上の一般被保険者療養給付費、これを5,500万円の減額ということなんですが、県の特定財源の欄ですね、6,693万円の減を見込んで一般財源の欄は569万3,000円増えているということなんですよね。これはなぜこういう数字になるのか、私もちょっと不可解なんですけど、この部分について説明お願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

この件につきましては、最終の支払い月が1か月前倒しになりますので、精算で処理をするのではなく、事前に納付金としてお渡しをして、国保連に渡しております。その関係が翌年度精算ということになりますので、足りない部分については翌年度精算がかかるということになりますので、この年につきましては、一般財源のほうで賄っておるというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立9人で多数です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第5号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり承認されました。

承認第7号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について、専決第6号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり承認されました。

ここで、議場内の換気のため暫時休憩をします。

休憩時間は15分までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(午前11時05分)

(再開)

(午前11時15分)

議長(山本光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(山本光俊君) 承認第8号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) 9ページの最後ですけれども、支払準備基金積立金ですが、努力支援というような部分、評価もされて、あと機能強化交付金、これ基金に積み立てるということなんです。この前の4,000万円の積立てをなくした部分、5ページにありますけれども、ここで220万円ほどまだ取崩し残っていますが、最終的には、この393万7,000円という積立てということで基金が増えるということですよ。この結果、2年度末の基金残高というのは幾らになる見通しですか。

議長(山本光俊君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

まだ決算調整が済んでおりませんので、約ということでお願いしたいと思います。2億2,100万円でございます。

以上です。

議長(山本光俊君) 9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) その基金の部分でちょっと確認しておきたいんですが、令和2年11月16日の第2回高齢者福祉介護保険委員会の議事録の中で、委員の方から質問があって、基金約2億円の内容について質問がありました。ここで事務局は、保険給付費の計画値が下回っていることから、保険給付費の余りが積み重なったものである。これを充てることにより保険料増額を抑えているという答弁をされているんですが、この保険給付費の余りが積み重なったものであるというこの基金の認識、これは本当に正しいんですか。その見解をお願いしたいと思います。

議長(山本光俊君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

介護保険につきましては、公的な費用が5割、残りの部分で支援金、要は若い方からの支援分、それから保険料ということで賄わせていただいております。その関係で、要は保険給付費

の中でルール分という部分はしっかり精算をかけていくわけですが、保険料については、その分、事業を執行しなければ保険料が余っているというような認識でございますので、そういう答弁をしたと思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

専決第7号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第6号）に対して、反対の立場から討論いたします。

3月30日付専決補正を2か月もたった、この出納整理期間終了後の6月になって論ずるものいかがなものかとは思いますが、あえて討論をしたいと思えます。

本補正予算は、令和2年度の最終補正予算であり、介護保険計画第7期3年間の最終年度を締めくくるものです。第8期計画における介護保険料を算定する上でも大事な要素となるものはずでした。

しかし、今回、最終補正に及んでも不可解な点が多々あります。保険給付費は、居宅介護サービス給付費、ちょうど2,000万円の減、地域密着型介護サービス給付費もちょうど1,000万円の減というふうになっていて、いかにも取りあえず減らしておこうという感が強い内容であります。

保険給付費が3,000万円減ったのに支払基金交付金県支出金の歳入減額、これはルール分ですが、これもないというのはちょっと理解に苦しみます。とても精査を尽くした最終補正予算とは思えません。

基金繰入金の4,000万円減もこの期に及んでという印象です。結局2億1,900万円の基金残高は、減るどころか、先ほどの努力支援交付金、機能強化推進交付金の約400万円積立てで、結果的には2億2,100万円という先ほど答弁がありました、減るどころか増えることになりました。

第7期を総括してみると、3年間で51億2,859万円の保険給付費を見込みましたが、現時点で47億2,589万円、これは計画比で92.15%と約4億円、3年間で4億円の減少になりました。2年度は、決算はまだ不確定でありますけれども、いずれにしても4億円の保険給付費を多く見込んだことで、それを基に算定した保険料は4億円のルール負担分23%として計算すると、

9,200万円も多かったということになります。基金が一向に減らないのも道理であります。2年度は保険給付費の前年度対比で3,640万円増になっていますが、昨年6月の元年度専決補正、今回と同じですが、では16億320万円だったものが、決算では15億8,174万円となり、2,145万円という多額な不用額を出しておりますので、今年度もまたかとなりそうな予感がします。

第8期の町の保険料は、基準決算額5,400円と据置きになりましたが、全国の平均は5,869円から6,010円と145円、これは約2.5%の上昇となったと報道されました。県平均は5,586円から5,623円と37円、0.66%の上昇となっています。全国1,571市区町村と広域連合のうち、763か所で引上げ、569か所で据置き、239か所で引下げという結果になっています。この中で、15%に当たる239の自治体で保険料引下げが行われたことは注目すべき点です。

町は、今後3年間、保険料据置きで基金1億5,000万円を取り崩すとしていますが、その前提だと、保険給付費が6億5,200万円増えなければ帳尻が合わないことになります。しかし、そもそも第8期は、計画どおりにいったとしても3年間で49億240万円と、1億8,000万円ほどの伸びの内容となっていて、被保険者が4,900人、要介護認定者数900人でほぼ変化なく推移することを考慮すると、その伸びの見込みすら怪しいと思われれます。

的確な現状把握と介護サービス量、これは、介護サービスの量というのはかさのほうですが、介護サービス量見込みを基に繰り返し大幅な保険料負担軽減を求めてきた立場として、本補正予算の不正確さと8期保険料の据置きは残念でなりません。

以上申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（山本光俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立9人で多数です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第7号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり承認されました。

承認第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第5号)は原案のとおり承認されました。

14 承認第10号 専決処分の承認について

専決第10号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 日程第14 承認第10号 専決処分の承認について、専決第10号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 承認第10号 専決処分の承認について、専決第10号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴って改正したものであります。今回の税制改正に伴う税条例の改正概要は、土地に係る固定資産税の負担調整措置継続や軽自動車税における環境性能割税率区分や種別割グリーン化特例等の見直しなどが主な内容です。

細部につきましては税務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長(山本光俊君) 補足の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(常田和男君) [議案に基づく補足説明]

議長(山本光俊君) これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分承認について、専決第10号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

15 議案第24号 令和3年度(仮)すがかわふれあいセンター増築・改修工事請負契約の締結について

議長(山本光俊君) 日程第15 議案第24号 令和3年度(仮)すがかわふれあいセンター増築・改修工事請負契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第24号 令和3年度(仮)すがかわふれあいセンター増築・改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

内容は、旧北小学校管理棟改修工事及び大広間棟1棟の増築工事であり、2億9,150万円にて、中野・下田・山岸特定建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、教育次長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長(山本光俊君) 補足の説明を求めます。

教育次長。

教育次長(宮崎弘之君) [議案に基づく補足説明]

議長(山本光俊君) これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第24号 令和3年度(仮)すがかわふれあいセンター増築・改修工事請負

契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

(休憩) (午前11時37分)

(再開) (午後1時00分)

議長(山本光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(山本光俊君) 先ほど上程され、承認されました承認第5号について、訂正の申出がありましたので、これを許可します。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 大変貴重な時間、議長さんのご許可をいただきましたので、承認第5号専決処分の承認について、専決第4号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算の説明の中で一部誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

予算の総額を歳入歳出それぞれ6,188万2,000円と申し上げましたが、5,924万2,000円にご訂正をお願いしたいと思います。

以上のとおり訂正をお願いするとともに、おわび申し上げます。

以上でございます。

議長(山本光俊君) ここで、議長を交代します。

副議長、布施谷裕泉君、議長席へ着席願います。

(議長と交代、副議長布施谷裕泉君議長席に着く。)

副議長(布施谷裕泉君) 議長に代わり議事を進行いたします。

日程の追加

副議長(布施谷裕泉君) 先刻の休憩中に議長山本光俊君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長(布施谷裕泉君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件

副議長(布施谷裕泉君) 追加日程第1 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本光俊君の退席を求めます。

(13番 山本光俊君退席)

副議長（布施谷裕泉君） 議会事務局長に辞職願を朗読させます。
事務局長。

(議会事務局長小林元広君辞職願を朗読する。)

副議長（布施谷裕泉君） お諮りします。山本光俊君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長（布施谷裕泉君） 異議なしと認めます。

したがって、山本光俊君の議長の辞職を許可することに決定しました。
山本光俊君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(13番 山本光俊君復席)

日程の追加

副議長（布施谷裕泉君） ただいま議長の辞職許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

副議長（布施谷裕泉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙について

副議長（布施谷裕泉君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議会事務局職員議場を閉鎖する。)

副議長（布施谷裕泉君） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に3番 山本岩雄君、4番 湯本晴彦君、6番 望月貞明君を指名します。

投票用紙を配付します。

(議会事務局職員投票用紙を配付する。)

副議長（布施谷裕泉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

副議長（布施谷裕泉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

副議長（布施谷裕泉君） 異状なしと認めます。

投票に当たり、念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

議会事務局長（小林元広君） それでは、議席順に氏名を申し上げますので、議長席に向かって右側から登壇いただき、投票箱に投票され、左側から議席に戻っていただきますようお願いいたします。

申し上げます。

2番 白鳥金次議員、3番 山本岩雄議員、4番 湯本晴彦議員、5番 高山祐一議員、6番 望月貞明議員、7番 徳竹栄子議員、8番 高田佳久議員、9番 渡辺正男議員、11番 小林克彦議員、13番 山本光俊議員、最後に布施谷裕泉副議長です。

以上です。

副議長（布施谷裕泉君） 投票漏れはありますか。

（発言する者なし）

副議長（布施谷裕泉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

（議会事務局職員投票箱を閉鎖する。）

副議長（布施谷裕泉君） 開票を行います。

指名されました3名の方、開票の立会いをお願いいたします。

（山本岩雄君、湯本晴彦君、望月貞明君立会いの下議会事務局職員開票する。）

副議長（布施谷裕泉君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 7票

無効投票 4票

有効投票のうち

高山祐一君 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.75票です。

したがって、5番 高山祐一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議会事務局職員議場の閉鎖を解く。)

副議長（布施谷裕泉君） ただいま議長に当選されました5番 高山祐一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長（布施谷裕泉君） 高山祐一君から、議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

5番 高山祐一君、登壇。

(5番 高山祐一君登壇)

5番（高山祐一君） ただいまの議長選挙におきまして、多くの議員諸兄よりご支持をいただき、当選の栄に浴した事、心より感謝申し上げます。改めて議員各位に御礼を申し上げ、謹んで議長の職をお受けいたします。

就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今、改めて議長という重責を感じていますとともに、議長としての公平・中立な立場を遵守し、議会運営に努めます。地方自治において、議会は二元代表制の下、じかに町民の皆様の声を聞き、その負託に応えることを旨とし、福祉の向上に努め、町全体の発展に心がけることが重要な責務であると考えます。

当議会は、政策づくりと監視機能を十分に発揮している点と住民に開かれた議会として、全国町村議会議長会より表彰を受けました。これらの取組をさらに発展させ、町民の皆さんに信頼される議会を目指さなければなりません。また、議員選挙では、二期連続無投票、さらには定数割れをしている現状打破も課題であります。そして、今まさにコロナ禍において、執行機関と共に感染症対策と経済活動の復興に努めなければなりません。山本議長の後を受け、残り2年間を、竹節町政とは是は是、非は非とし、お互い緊張関係を取りながら進めていくことが望ましいと考えております。

結びに、同僚議員の皆様、町長並びに理事者、管理職、職員の皆様には格別なご高配、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

副議長（布施谷裕泉君） 以上をもって、議長選挙を終わります。

ご協力ありがとうございました。

ここで、議長を交代します。

新議長、議長席にお着きください。

(副議長と交代、高山祐一君議長席に着く。)

議長（高山祐一君） 議事を進行します。不慣れな議長ですが、ご協力をお願いいたします。

議長（高山祐一君） ここで、ただいま退任されました前議長、山本光俊君から退任のご挨拶が

あります。

13番 山本光俊君、登壇。

(13番 山本光俊君登壇)

13番(山本光俊君) 議長退任に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

まずは、高山新議長、議長選挙当選、大変おめでとうございます。体調には十分ご留意をいただき、円滑な議会運営に努め、職責を果たされますようご祈念申し上げます。

令和になって初めての臨時会で議長に就任をさせていただきましたから2年がたち、申合せ任期を何とか終えることができました。過ぎてみれば、あっという間だったとも言えますが、とても長い時間だったとも言えます。就任の挨拶でも申し上げましたが、私は、議員経験も浅く、浅学非才の身で、議長の職をお受けすることは大きな決断でした。就任当初から今日を迎えるまで、自分で思っていた以上に気負って、肩肘を張って、緊張感を漂わせながら、職務に当たっていたのではないかと思っています。そのことで周りの皆さんに息苦しい思いをさせたのではないかというふうに思うと非常に心苦しく、また、至らぬ点多々あったと存じますが、議員諸兄並びに理事者、管理職の皆様をはじめ、多くの皆様のご支援、ご協力をいただき、任期を全うすることができました。これまで皆様からいただきましたご厚情、そして、ご支援、ご高配に心より感謝を申し上げる次第です。

おかげさまでこの2年間は、なかなか得難い、貴重な時間を過ごさせていただきました。しかし、残念だったのが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、それまでの日常が失われ、新しい生活様式と自粛を強いられたことで、様々な職務や事業が制約されたことです。特に経済活動は停滞し、この町の基幹産業の一つである観光業をはじめ、多くの職種が大打撃を受け、疲弊している現状は胸が痛むばかりです。一日も早くコロナ禍から脱却し、以前のような日常に戻ることを願ってやみません。

竹節町長並びに理事者、管理職の皆様には、ワクチン接種などコロナ対策を進めていただきながら、国・県をはじめ様々な機関と連携を図り、町内事業所の経営持続化策の実行とウィズコロナ、アフターコロナを見据えた経済復興策の構築にも力を入れていただきたいと思います。私も残り2年の任期を様々な課題の解決に尽力してまいりたいと思います。皆様には今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、当町のますますの発展とそれぞれの皆様のさらなるご活躍を祈念し、そして、2年間にわたり副議長としてお力添えをいただきました布施谷副議長をはじめ、議員各位、理事者、管理職の皆様へ改めて心よりの感謝を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

議長(高山祐一君) 大変ご苦労さまでございました。

もう一度大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

ここで、13時30分まで休憩いたします。

(休憩)

(午後 1時23分)

(再 開) (午後 1時30分)

議長(高山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長(高山祐一君) 先刻の休憩中に、副議長布施谷裕泉君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長辞職の件

議長(高山祐一君) 追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、布施谷裕泉君の退席を求めます。

(12番 布施谷裕泉君退席)

議長(高山祐一君) 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君辞職願を朗読する。)

議長(高山祐一君) お諮りします。布施谷裕泉君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、布施谷裕泉君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

布施谷裕泉君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(12番 布施谷裕泉君復席)

日程の追加

議長(高山祐一君) ただいま副議長の辞職許可により副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しま

した。

追加日程第4 副議長の選挙について

議長（高山祐一君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議会事務局職員議場を閉鎖する。）

議長（高山祐一君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に3番 山本岩雄君、4番 湯本晴彦君、6番 望月貞明君を指名します。

投票用紙を配付します。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

議長（高山祐一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

議長（高山祐一君） 異状なしと認めます。

投票に当たり、念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

議会事務局長（小林元広君） それでは、議長選挙と同様に氏名を申し上げますので、同じ方法で投票をお願いいたします。

2番 白鳥金次議員、3番 山本岩雄議員、4番 湯本晴彦議員、6番 望月貞明議員、7番 徳竹栄子議員、8番 高田佳久議員、9番 渡辺正男議員、11番 小林克彦議員、12番 布施谷裕泉議員、13番 山本光俊議員、最後に高山祐一議長です。

以上です。

議長（高山祐一君） 投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

(議会事務局職員投票箱を閉鎖する。)

議長(高山祐一君) 開票を行います。

指名されました3名の方、開票の立会いをお願いします。

(山本岩雄君、湯本晴彦君、望月貞明君立会いの下議会事務局職員開票する。)

議長(高山祐一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数	11票
有効投票	7票
無効投票	4票

有効投票のうち

徳竹栄子君	7票
-------	----

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は1.75票です。

したがって、7番 徳竹栄子君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議会事務局職員議場の閉鎖を解く。)

議長(高山祐一君) ただいま副議長に当選されました7番 徳竹栄子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長(高山祐一君) 徳竹栄子君から、副議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

7番 徳竹栄子君、登壇。

(7番 徳竹栄子君登壇)

7番(徳竹栄子君) ただいま議員の皆様のご支援を賜り、副議長に選任させていただきました。議員になって18年、遅れ桜のつぼみが皆様のおかげでやっと花咲くことができました。心から感謝申し上げます。謹んでお受けしたいと思います。

就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

現在、コロナウイルス感染が世界中に拡大・蔓延という有史以来まれに見る悲惨な時代に、当町においても、生活環境や地域経済の疲弊に対し、町民、事業者の皆様から、町や議会に対し何とかしてほしいという悲痛な様々な多くの要望が寄せられ、期待もされております。こうした期待を裏切らないよう、二元代表制の地方自治制度において、議会の果たす役割は重要であることを再認識し、町民の負託に応え、信頼される議会を目指さなければならないと、その責任の重大さを感じております。

元始、女性は太陽だったという言葉に胸に、初心に戻り、副議長という立場で議長を補佐し、町と議会、町民と議会のパイプ役に心がけ、期待される議会、そして、町の持続可能な発展と町民が夢を持って生活していけるようなまちづくりにつながる議会になるように努力したいと

思います。

結びに、今後2年間、議員各位、町長をはじめ、理事者、管理者、そして職員の皆様のご支援、ご協力、心よりお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(高山祐一君) 以上をもって、副議長選挙を終わります。

議長(高山祐一君) ここで、ただいま退任されました前副議長、布施谷裕泉君から退任のご挨拶があります。

12番 布施谷裕泉君、登壇。

(12番 布施谷裕泉君登壇)

12番(布施谷裕泉君) それでは、退任に当たりまして、一言申し上げさせていただきます。

2年前の就任時は、2年間、先は長いかなと思っておりましたが、今にしてはそうでもなかったかなと感じております。議長の補佐役としての副議長職ではありますが、この点に関しては、ほとんどなす必要がなかったというふうに思っております。一方で、重要な任務として、予算決算審査委員会にあっては、2年間で当然のことながら4回委員長に就くわけですが、実は常にプレッシャーを感じていました。構成から一言一句に至るまで、まさに針のむしろ状態でありました。助けていただき、何とかまとめられたことにつきましては、今さらながらほっとしています。

いずれにしましても、これからは一議員として町民福祉の向上を目指し、精力的に議員活動に当たっていきたいと思っております。

結びに、町長、理事者、管理者、そして議員諸氏には2年間のご指導、ご協力、心から感謝申し上げます、挨拶といたします。誠にありがとうございました。(拍手)

議長(高山祐一君) 大変ご苦勞さまでした。

もう一度、大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

ここで、議会運営協議のため、暫時休憩します。

なお、再開時間は追って庁内放送でお知らせします。

(休憩)

(午後 1時46分)

(再開)

(午後 2時50分)

議長(高山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

議長(高山祐一君) 日程第16 山ノ内町議会常任委員会委員の選任を行います。

議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長（小林元広君） 説明いたします。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で常任委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第1条で「議会に常任委員会を置く」とされており、議会委員会条例第7条第1項及び第7条第2項並びに第7条第4項の規定から、選任を願うものであります。

なお、委員定数は、議会委員会条例第2条で、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会がそれぞれ7人、広報常任委員会が6人、予算決算審査委員会が13人とされております。任期につきましては、議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年となっております。

以上です。

議長（高山祐一君） お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

常任委員会委員の名簿を配付いたします。

（議会事務局職員常任委員会委員名簿を配付する。）

議長（高山祐一君） 議会事務局長から各常任委員会委員の氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（小林元広君） 朗読します。

常任委員会委員選任表。

総務産業常任委員会

山本岩雄 議員 湯本晴彦 議員 高山祐一 議員

高田佳久 議員 渡辺正男 議員 西宗亮 議員

社会文教常任委員会

白鳥金次 議員 望月貞明 議員 徳竹栄子 議員

小林克彦 議員 布施谷裕泉 議員 山本光俊 議員

広報常任委員会

白鳥金次 議員 山本岩雄 議員 高田佳久 議員

渡辺正男 議員 西宗亮 議員 山本光俊 議員

なお、予算決算審査委員会は全員でありますので、朗読は省略いたします。

以上です。

議長（高山祐一君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定し

ました。

次に、各常任委員会の正副委員長の選出について申し上げます。

常任委員会の正副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとなっておりますので、休憩中に各委員会で互選願ひ、決定次第、事務局に報告願ひます。

ここで、暫時休憩します。

(休憩) (午後 2時53分)

(再開) (午後 2時53分)

議長(高山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(高山祐一君) 各常任委員会から正副委員長の報告がありましたので、議会事務局長から氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(小林元広君) 朗読します。

総務産業常任委員会	委員長	湯本晴彦	議員
	副委員長	山本岩雄	議員
社会文教常任委員会	委員長	望月貞明	議員
	副委員長	白鳥金次	議員
広報常任委員会	委員長	渡辺正男	議員
	副委員長	山本光俊	議員
予算決算審査委員会	委員長	徳竹栄子	議員
	副委員長	山本岩雄	議員

以上です。

議長(高山祐一君) ただいまの報告のとおり決定しました。

17 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

議長(高山祐一君) 日程第17 山ノ内町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長(小林元広君) 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で議会運営委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第4条の2第1項で「議会に議会運営委員会を置く」とされておりますことから選任を願うものであります。

選任の方法は、常任委員会と同様に、会期の初めに「議長が会議に諮って指名する」と規定

されております。

なお、任期は2年、定数は6人です。

以上です。

議長（高山祐一君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

議会運営委員会委員名簿を配付します。

（議会事務局職員議会運営委員名簿を配付する。）

議長（高山祐一君） 議会事務局長から議会運営委員会委員の氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（小林元広君） 朗読します。

議会運営委員会委員選任表。

議会運営委員会委員

湯本晴彦議員 望月貞明議員 高田佳久議員

渡辺正男議員 小林克彦議員 布施谷裕泉議員

以上です。

議長（高山祐一君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の正副委員長を選出について申し上げます。

議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、休憩中に互選願ひ、決定次第、事務局に報告願ひます。

ここで、暫時休憩します。

（休憩）

（午後 2時56分）

（再開）

（午後 2時56分）

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高山祐一君） ただいま議会運営委員会から正副委員長の報告がありましたので、申し上げます。

委員長 布施谷 裕 泉 議員

副委員長 高 田 佳 久 議員

ただいまのとおり決定しました。

日程の追加

議長（高山祐一君） お諮りします。本臨時会での議会構成に伴い、北信広域連合規約に基づき、当町議会から選出しました13番 山本光俊君、12番 布施谷裕泉君、5番 高山祐一が同連合議員を辞職されました。

また、北信保健衛生施設組合規約に基づき、当町議会から選出しました13番 山本光俊君、12番 布施谷裕泉君、5番 高山祐一が同組合議員を辞職されました。

さらに、岳南広域消防組合規約に基づき、当町議会から選出しました13番 山本光俊君、12番 布施谷裕泉君、6番 望月貞明君が同組合議員を辞職されました。

以上、申しあげました3組織いずれの規約でも、連合・組合議員に欠員が生じたときは速やかに選挙を行わなければならないとされています。このことから、連合及び2組合議員の選挙を順次日程に追加し、行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、連合及び2組合議員の選挙を順次日程に追加し、行うことに決定しました。

追加日程第5 北信広域連合議会議員の選挙について

議長（高山祐一君） 追加日程第5 北信広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。この指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

6番 望 月 貞 明 君

7番 徳 竹 栄 子 君

5番 高山 祐一

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の諸君を北信広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信広域連合議会議員に当選されました。

議長(高山祐一君) ただいま当選されました6番 望月貞明君、7番 徳竹栄子君、5番 高山祐一が議場におられますので、会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第6 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

議長(高山祐一君) 追加日程第6 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

6番 望月 貞明 君

7番 徳竹 栄子 君

5番 高山 祐一

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の諸君を北信保健衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信保健衛生施設組合議会議員に当選されました。

議長（高山祐一君） ただいま当選されました6番 望月貞明君、7番 徳竹栄子君、5番 高山祐一が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第7 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

議長（高山祐一君） 追加日程第7 岳南広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

4番 湯本晴彦君

7番 徳竹栄子君

5番 高山祐一

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の諸君を岳南広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が岳南広域消防組合議会議員に当選されました。

議長（高山祐一君） ただいま当選されました4番 湯本晴彦君、7番 徳竹栄子君、5番 高山祐一が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程の追加

議長（高山祐一君） 本臨時議会での議会の人事構成に伴い、正副議長が交代となりました。

お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第8 議席の一部変更

ついてを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第8 議席の一部変更についてを行うことに決定しました。

追加日程第8 議席の一部変更について

議長(高山祐一君) 追加日程第8 議席の一部変更についてを行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長が議席を変更することができるとなっておりますので、議席の一部を変更したいと思います。

なお、町村議会の運営に関する基準及び当議会の慣例により、議長の議席を最終番、副議長の議席を最終2番とします。

それでは、変更議席表を配付します。

(議会事務局職員変更議席表を配付する。)

議長(高山祐一君) 議会事務局長に変更の議席番号及び氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(小林元広君) それでは、朗読します。

変更議席表の変更後で申し上げます。

2番 白鳥金次 議員

3番 山本岩雄 議員

4番 湯本晴彦 議員

5番 望月貞明 議員

6番 布施谷裕泉 議員

7番 高田佳久 議員

8番 渡辺正男 議員

9番 山本光俊 議員

10番 西宗亮 議員

11番 小林克彦 議員

12番 徳竹栄子 議員

13番 高山祐一 議員

以上です。

議長(高山祐一君) お諮りします。ただいまお手元に配付しました変更議席表のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(高山祐一君) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更は変更議席表のとおり決定しました。
なお、ただいま決定した議席は、次の議会から着席願います。

議長（高山祐一君） ここで、本臨時会の議事日程が追加日程により変更されたことから、変更後の議事日程を議会事務局より配付させます。
(議会事務局職員変更議事日程を配付する。)

議長（高山祐一君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
本日の会議を閉議します。

議長（高山祐一君） 町長から閉会の挨拶があります。
竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 令和3年第2回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議会臨時会は本日1日の会期中で、ご提案申し上げました案件全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

また、新たな議会構成が円滑に決まりましたことから、今後は議会に与えられました権限を十分に発揮されるとともに、行財政運営につきましても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、山本光俊議長さん、ご苦労さまでございました。高山新議長さん、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

議長（高山祐一君） これにて令和3年第2回山ノ内町議会臨時会を閉会します。

長時間ご苦労さまでございました。

(閉 会) (午後 3時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

山ノ内町議会議長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員